



5 会広整監第31号

令和5年12月27日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 菅 井 隆 雄

監査委員 後 藤 公 男



定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

3 監査対象期間

令和4年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等

に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和5年7月31日から同年11月6日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 会津若松市河東支所3階会議室

イ 実施日 令和5年11月7日

7 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○沼平第3最終処分場建設工事について（環境センター）

ア 底面遮水工保護土の施工内容の変更について

沼平第3最終処分場は、将来にわたる適正かつ安定した埋立処分を行うために建設されたものである。

今回の監査において、提出された工事関係書類を調査したところ、底面遮水工の保護土については、当初設計と相違する内容で施工されていることが確認された。当初設計では、現地発生土とセメントを攪拌^{かくはん}した土を用いて施工するものであったが、セメントとの攪拌に時間を要することや、現場内に混合した土を仮置きするスペースが無いことを理由に、現地発生土とセメントを攪拌した土ではなく、購入した土のみで保護土の施工がなされていた。

底面遮水工は、埋立廃棄物の保有水や降雨後の埋立地内の浸出水による公共水域や地下水への汚染を防止し、周辺環境を保全するために設置するものである。この底面遮水工の保護土の変更は、令和3年度の設計変更に係る手続において、底面遮水工最下部のベントナイト混合土をベントナイトシートに変更したことと同様に、重要な構造や工法の変更として設計変更に係る手続を要したものと思料する。特に、当該箇所は、処分場の利用開始後は埋立てにより確認ができなくなる箇所でもあるため、より適切な対応が求められるところである。

今後においては、施工内容の重要な変更については受注者との十分な協議を踏まえ、その目的や必要性、規模など

を明らかにしながら、設計変更に係る手続をされるよう努められたい。

イ 土木工事精算設計書による工事完成手続について

一般的に建設工事では、前段のアで述べたとおり、工事の進捗に伴い工事内容を変更する場合は、その目的や必要性、規模など、当初設計との比較を明確にしながら、設計変更に係る手続を経て工事の完成に向け進められていくものと思料する。

しかし、当該工事では設計変更に係る手続を一度行っているものの、任意の土木工事精算設計書（以下「精算設計書」という。）を作成し、工事の完成に至っている。この精算設計書によって、ほぼ全ての工種の出来高数量の増減に伴う工事費用を算出し、また施工内容を変更した保護土や、当初設計の付帯工にはない道路補修、グラウンドの整備復旧、農地への盛土などについても出来高による整理を行ったものである。その結果、全体工事額は、請負代金額（5,621,971,300 円）と差はなく同額となっていた。

このため、当該精算設計書を作成した理由について確認したところ、工事の進捗に伴い発生した出来高数量の増減や施工内容の変更などは、工期末にまとめて設計変更にかかる手続を行う予定としていたが、最終的な全体工事額を算出した結果、請負代金額と同額になったため、設計変更にかかる手続ではなく、精算設計書の作成により工事の完成に至ったとの説明があった。

しかしながら、当該精算設計書は出来高の結果のみで作成されているため、多種多様に行った変更内容と出来高内容との比較がなされていない。それにも関わらず、全体工事額が請負代金額と全く同額であったということは不明瞭であり、さらには、当該工事の完成に関する受注者との一連の協議記録が残されていないことは、適正ではなかったものと思料する。

当該工事は、高額かつ大規模な工事であり、また国の補助事業でもあることを踏まえれば、工事の施工管理に関しては、十分な説明責任が求められる。今後は、設計変更の手続や関係書類等の整備を確実に行之、工事の透明性、公平性を確保し、適正かつ遅延なく執行されるよう努められたい。

